

よこすかルートミュージアム周遊促進事業奨励金交付要綱

(総則)

第1条 本市のよこすかルートミュージアム推進事業の促進を図るため、観光客の市内周遊に資する事業の実施に係る奨励金の交付に関しては、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「よこすかルートミュージアム」とは、サテライト（横須賀に点在する開国から近代につながる歴史、文化の見どころや自然豊かなスポットをいう。）をルートでつなぐことで市内全体を大きなミュージアムとしてとらえる横須賀の新しい楽しみ方のことをいう。

(交付要件)

第3条 奨励金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす事業を行う法人格を有する民間事業者とする。

- (1) よこすかルートミュージアムの推進における二次交通課題の解消や観光客の滞在時間延長に資するもの
- (2) 移動手段を含む新たな市内観光周遊を促進するもの
- (3) 新たに実施するもの（過去に実証実験等で効果測定を実施したものを含む。）
- (4) 交付対象の翌年度以降継続して実施する計画となっているもの

(交付対象経費)

第4条 奨励金の対象となる経費は、前条に規定する交付要件を満たす当該民間事業者における事業の実施に直接必要となる経費とする。ただし、当該民間事業者の運営全体に係る人件費及び一般管理費を除く。

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、予算の範囲内において、前条に規定する交付対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）又は500万円のいずれか低い額とする。

- 2 企業版ふるさと納税制度により、当該交付対象事業への活用を条件とした指定寄附があった場合は、寄附額と同額を交付額に加算するものとする。この場合において、前項の規定により算出した額との合算額は、交付対象経費の総額を限度とする。

(対象期間)

第6条 奨励金の対象となる事業の期間は、交付決定から当該年度の2月末日までとする。

(交付申請)

第7条 奨励金の交付を受けようとする者は、交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 実施計画書(別記様式)
- (2) 実施する事業の概要が分かる書類
- (3) 翌年度以降の事業継続に係る計画書
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 第5条第2項に規定する企業版ふるさと納税制度を活用した加算を行う場合は、前項の書類に加え、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 寄附事業者名称、寄附金額及び寄附予定日が分かる書類
 - (2) 寄附事業者への経済的利益供与がないことを証する書類
- (その他の事項)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、文化スポーツ観光部長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月6日から施行する。